

各弁護士会の司法教育への取り組み一覧 座間隆氏(筑波大学大学院生, 2003.3)

No	弁護士会	会員数	司法教育の在り方 ①目標とする資質・能力 ②理想的な授業内容・形式	学校教育と関連した取り組み	一般市民向けの取り組み	司法教育の充実へ向けた 今後の課題	備考
1	鉦路	27	①サラ金やクレジットについての知識	③裁判傍聴 法の日週間(毎年10月初旬) ②講演会, 出前授業 県内の高校から出前授業の希望をつのり, 会員を講師として派遣している ⑥テキスト, 教材 現在, 生徒用のテキスト(消費者問題)を作成中 平成9年に中・高生向けの司法教育用テキストを作成し, 県内の各中・高校に無料配布 ⑦教員への研修 教育関係者を対象として裁判傍聴を実施したことがある。	4月初旬, 交通事故, サラ金, 相続, 貸借借など講座を開設, 参加者: 各講座20~30名	弁護士会と教育委員会との接点がない 司法教育(消費者教育)に授業時間をどれだけ当てることができているか 教員の司法に関する理解をどう深めるか	
2	仙台	218		②講演会, 出前授業 1991年より, 高等学校における消費者教育を実施している。毎年11月~翌年2月頃。45~90分。学校内, 主に3年生。担当に当会消費者問題対策委員会。料金20,000~30,000円			
3	秋田	49		①施設見学 概要: 随時受付。生徒が予め用意してきた質問事項に弁護士が応え, 弁護士及び事務所の引率で会館内を見学する。(無料) ②講演会, 出前授業 i) 出前授業, 概要: 随時受付。有料。依頼内容に基づき, 消費者教育講座, 概要: 都内の高校に毎年募集。応募があった学校に弁護士が出向き, ロールプレイ等を交えながら消費者教育講座を実施。 ③裁判傍聴(無料) i) 裁判傍聴(無料) 概要: 随時受付。弁護士が裁判手続について説明を行い, 地裁の刑事事件を傍聴する。傍聴後, 弁護士会館で質疑応答を行う。 ii) 春・夏・冬休み中高校生裁判傍聴, 概要: 新聞等で毎年参加者を募集。応募者多数の場合は, 抽選。実施内容については, 上記裁判傍聴(通常)と同様。 ④模擬裁判・ロールプレイ(無料) 概要: 毎年都内の学校に募集。例年7校程度で実施。弁護士会で作成したシナリオを使って, 事前指導と本番を学校で行う。多い場合10数名の弁護士が参加。本番終了後には, 座談会を行う。 ⑦教員への研修 ii) 法の日裁判傍聴, 概要: ホームページ上で教員対象として募集。実施内容については, 上記裁判傍聴(通常)と同様。			
4	東京	4,250	①最近, 中高生が日常的な法的トラブル(特に消費者被害。例, カードローン, インターネット被害, 携帯電話の普及によるトラブル等)に巻き込まれるケースが増加している実状から, 中等教育段階からの教育は必須と思われる。	①セミナー, 概要: 毎年新年開会でモニターを募集。弁護士会より年間1万円を支給。法律事務所見学, 裁判傍聴, 模擬裁判, 弁護士と懇談会等を体験し, レポートを提出してもらおう。 ②講演会, 出前授業(出前講座), 概要: 随時受付。有料。依頼内容に基づき, 講演する弁護士を紹介する。 ③裁判傍聴(無料) i) 裁判傍聴(通常) 概要: 随時受付。弁護士が裁判手続について説明を行い, 地裁の刑事事件を傍聴する。傍聴後, 弁護士会館で質疑応答を行う。 ii) 法の日教員対象裁判傍聴, 概要: ホームページ上で教員対象として募集。実施内容については, 上記裁判傍聴(通常)と同様。 iii) 東京三弁護士会合同裁判傍聴(通常) 概要: 例年5月下旬に実施。新聞等で募集。 ④市民法律講座(無料), 座概要: 市民向けに無料講座を実施。多摩弁護士会等多く実施されている。	①モニター, 概要: 毎年新年開会でモニターを募集。弁護士会より年間1万円を支給。法律事務所見学, 裁判傍聴, 模擬裁判, 弁護士と懇談会等を体験し, レポートを提出してもらおう。 ②講演会, 出前授業(出前講座), 概要: 随時受付。有料。依頼内容に基づき, 講演する弁護士を紹介する。 ③裁判傍聴(無料) i) 裁判傍聴(通常) 概要: 随時受付。弁護士が裁判手続について説明を行い, 地裁の刑事事件を傍聴する。傍聴後, 弁護士会館で質疑応答を行う。 ii) 法の日教員対象裁判傍聴, 概要: ホームページ上で教員対象として募集。実施内容については, 上記裁判傍聴(通常)と同様。 iii) 東京三弁護士会合同裁判傍聴(通常) 概要: 例年5月下旬に実施。新聞等で募集。 ④市民法律講座(無料), 座概要: 市民向けに無料講座を実施。多摩弁護士会等多く実施されている。	最近, 社会科の授業として, 裁判傍聴を希望される学校が増えていますが, 現状は, 受験に对应すべくカリキュラムが組まれたり, 授業時間が削減されたりと, 教師が希望して取り入れるのが難しいようです。将来的には, やはり授業のカリキュラムに取り入れられるべきと思われます。	

各弁護士会の司法教育への取り組み一覧

座間隆氏(筑波大学大学院院生, 2003.3)

No	弁護士会	会員数	司法教育の在り方 ①目標とする資質・能力 ②理想的な授業内容・形式	学校教育と関連した取り組み	一般市民向けの取り組み	司法教育の充実へ向けた今後の課題	備考
5	第二東京	2,382	①自分や周囲の能力、人の希望・主張をよく聞き理解する能力、異なる主張をいかに調整すべきか考える能力、ある問題にどう対処する位をどう考えていく能力、社会内の利害対立や紛争がいかんにかいて調整されるかというメカニズムについての知識(裁判制度はその一部である)、消費者被害、借金、保証人など実社会で遭遇するものが多いため、法律問題にはどのようなものがあるか、どう対処すればよいかという知識 ②キャラクターズ被控に頼まれたらどうするか、アパートの家賃値上げを通告されたらどうするか、いきなり面切りを宣言されたらどうするかなど、具体的な事例を題材として自分なりに考え、述べていく事例演習的なものを、弁護士がリードしてゆくやろ方が考えられる。知識的なものはこのように考える時間的な余裕を身につけていくことができる。	学校教育と関連した取り組み ①施設見学会 平成11年開始。内容は弁護士・弁護士会をテーマとしたビデオの上映、全館内見学、講義、質疑応答タイム、委員会傍聴など、約2時間。対象学年、生徒数に制限はなく、無料。事務局倉見学担当者が窓口で、当日担当者は当会広報委員会委員。その他詳細は当会ホームページをご覧ください。 ②講演会、出前授業 開始日不明。ご要望の内容に応じて、専門知識をもった当会所属の弁護士を派遣。対象学年、生徒数に制限はなく、料金は無料。事務局倉見学担当者が窓口で、当日担当者は当会広報委員会委員。その他詳細は、当会ホームページをご覧ください。 ③裁判傍聴 平成6年開始。内容は刑事事件の流れの説明、法廷傍聴、質疑応答タイムなど。約2時間30分。小学校6年生からを対象。生徒数は約70名まで。料金無料。事務局倉見学担当者が窓口で、当日担当者は当会広報委員会委員。 ④HP、ビデオ 児童・生徒向けのホームページ「バーチャル倉見学キッズ版」を開設。ビデオの貸し出しは特設行っている。 ⑤テキスト、教材 司法教育の重要性を考え、現在検討中。	裁判傍聴の実施：年4回程度の参加者公募による実施に加え、申込のあった団体に対する傍聴会を随時行っている。	学校と弁護士会との接点に乏しい。 弁護士会が体系的な司法教育プログラムを提示し、教育委員会を通じて学校に弁護士を送り込んでいく必要がある。	
6	横浜	730	①第1次的には、弁護士へのアクセスを含めた司法制度の利用、及び、裁判員としての司法手続への参加のために必要な知識・能力の育成を目標としている。さらに、民主主義社会の担い手としての合理的意思決定のための能力育成までを弁護士会として目指すかについては、担当委員会において検討中である。 ②単なる知識の伝授に止まらず、生徒自身に考える機会を与えられるような事例をもとにした問答式による授業・模擬裁判等の生徒参加型の授業	①施設見学会 傍聴会などの後に法律事務所の見学を行ったことがあ るが、担当者の個別の判断によるもので、弁護士会として行っていない。 ②講演会、出前授業 本年度の活動状況、高校2校、計4回 テーマ、弁護士の仕事・役割、医療過誤、少年事件、労働事件、支払可能な学校のみ、交通費程度を頂いた。 ③裁判傍聴 本年度の活動状況：10校(高校9校、中学校1校) 無料 ④模擬裁判・ロールプレイ 本年度の活動状況：高校1校、生徒自身による裁判員制度に基づく模擬裁判を指導し、講習を行った。無料 ⑤テキスト、教材 出前授業の講師及び傍聴会の担当者用の指導マニュアルを作成中	裁判傍聴の実施：年4回程度の参加者公募による実施に加え、申込のあった団体に対する傍聴会を随時行っている。	【2】において述べたおとり、弁護士・弁護士会の活動としてどの範囲までを対象とすべきか、教師・学校・教育委員会等の教育関係者との協力し、役割分担するからについての検討が必要と思われる。 また、教材の開発、教育関係者との継続的・継続的な交流も必要と考えている。	

各弁護士会の司法教育への取り組み一覧

座間隆氏(筑波大学院院生, 2003.3)

No	弁護士会	会員数	司法教育の在り方 ①目標とする資質・能力 ②理想的な授業内容・形式 ①情報収集・判断・交渉力・自分の考えを相手に伝える能力 ②ゼミ形式	学校教育と関連した取り組み ①施設見学 ②講演会、出前授業 ③裁判傍聴 ④2～3回実施 ⑤教員への研修 ⑥特不在。会員の一部分が私的に交流	一般市民向けの取り組み ＜ネット情報＞一般市民向けの陪審模擬裁判 市民講座：毎年1～2回、約3時間程度、参加者20名程度、無料	司法教育の充実へ向けた今後の課題 教育関係者との協力	備考
7	茨城県	96	①消費者教育、人権教育 ②出前の授業など				
8	栃木県	95				最近、高校向けに無料で消費者関係の講義を行う旨の手紙を送っているが、応募が1校しかなかった。 学校側の受け入れ態勢が不十分なためにこのような結果となってしまうものと思われる。また、一方向的な授業を行うだけでなく、双方向で法教育を実践していくための基盤や体制が不十分であり、これは一般市民の関心の対象が必ずしもはつきりしていないのではないかと。 ・法の規則と生活の中での意識(常識)とのずれ、という面に関心が向かいかいぢではないか。 ・訴訟制度と権利の結びつき(とくに権力は人に死を課する)について、一般の理解が不足している	
9	群馬県	125			法の日シンポジウム：毎年10月～11月の内の土曜日の午後。・テーマを決めて劇、パネルディスカッションなど。今年にはハンセン病を取り上げた。前橋市内の公営あるいは民間の会館を借用、無料 市民参加型の模擬裁判員劇(ネット情報)		
10	名古屋	861	①施設見学 前記の弁護士会案内は、中学生・高校生・来館者の来館が多含まれ、また、来館人数も2～3名から80名まで多岐にわたっています。 ②講演会、出前授業 講師派遣の対象校は、原則として各中学校から希望により、現時点では年間16校程度を考えている。 希望状況により柔軟に対応する。対象校との連絡については、対象校と担当担当者との間で行う。派遣講師数：1校につき2～4名、方式、デイハート、朗読劇、クイズ等各校の希望にあわせる。学年：中学1年～3年、テーマ：死刑廃止、シエンダー、少年法改正、労働問題、自衛隊是非論、報道(出版)の自由とプライバシー権等。費用：原則として、派遣弁護士1名につき1万円(上限2万円)。但し、予算の都合に必ずしも従わない。 ③模擬裁判・ロールプレイ ④裁判傍聴 ⑤裁判員制度		市民講座、毎年10～11月頃、3～5講座、対象一般市民、30～80名、無料	教育委員会の理解、校長の理解が不可欠。そのうえで、弁護士会の講師派遣に必要な費用も予算措置を取っていただきたい。	
11	岐阜県	88	①法的なものの方、権利と権利との衝突の場面での考え方を身に付ける。				

各弁護士会の司法教育への取り組み一覽

座間隆氏(筑波大学院院生, 2003.3)

No	弁護士会	会員数	司法教育の在り方 ①目標とする授業内容・形式 ②理想的な授業内容・形式	学校教育と関連した取り組み	一般市民向けの取り組み	司法教育の充実へ向けた今後の課題	備考
12	京都	337	<p>①・基本的人権、個人の尊厳を自分自身の生活の中で実感し、生かす。違いを認め合って一致点を見つける。</p> <p>②模擬裁判、ロールプレイ、ダイベートなど参加型授業を取り入れる。(現実の紛争などをとくに)</p>	<p>②講演会、出前授業 依頼により実施、詳細はリーフレットを参照して下さい。 リーフレット内容：学校向け講師派遣について... 当部会は、弁護士が法の専門家として積極的に教育の現場に携わり、実社会に役立つ法律知識、他人の人権への配慮や自らをまもるための人権の啓発、社会問題とそれに対する弁護士会の取り組み等を中学生・高校生に教え、もって、子どもが実社会において、より健全かつ充実した人生を送ることに協力することを目的として、中学校・高等が児への講師を派遣しているが、本年度は、京都市立堀川高等学校、京都市立西京商業高等学校、京都市立桃山高等学校、私立立命館宇治高等学校から申し込みがなされており、申し込みは増加傾向にある。 ③ネット情報>講師派遣一般・学校(有料：1時間あたり2万円程度) ④裁判傍聴 a) 春・夏休みに、中高生を対象に毎年実施。傍聴者は応募者の中から抽選(定員30名) b) 中学校・高等学校向けの裁判傍聴を開始(依頼により随時実施。午前の部9時15分～12時、午後の部12時15分～16時。5名以上～30名まで。いずれも無料) ⑤HP、ビデオ ⑥子ども情報館(別紙) ⑦教員への研修 研修：依頼により実施、講師の派遣(詳細はリーフレット参照)</p>	<p>府市民講座委員会にて、講座、法律教室、連続講座、法廷傍聴などを開催している。昨年度の活動の詳細は別紙のとおり。</p>	<p>司法教育の充実へ向けた今後の課題</p> <p>・外部講師による授業、企画について、まだまだ消極的な学校が多い。 ・また、おそらく教員自身、法曹関係者との接点が少ないことと多因と想われる。 ・さらに、子どもたちの人権、権利主張に対して、学校の管理運営上の危機感(たとえば校則見直し要求等)懸念を待っている学校関係者がまだまだ多いと思われる。 ・子どもたちの考えを力、主体的に学ぶ意欲、生かす力が重視される今日、子どもたちが法律、民主主義、適正手続き、自らの人権、ひいては司法制度を学び身につける意義は大いである。制度的に司法教育をとり入れよう働きかけていく必要がある。(単発的でなく)</p>	<p>リーフレットにおける今後の課題：講師派遣・法廷傍聴共成し、配布したものの、申し込みが予想を下回った。 ・実際に申し込まれた方にパ ンフレットを見せたか、確認したところ、口コミによる申込らしく、昨年度、京都府教育委員会、京都市教育委員会へ持参した多くのパンフレットはどこに消えたか、不思議である。とりあえず、引き続き広報活動に努めることになるが、これと共に、地方公共団体、私立学校における予算獲得の理事者よりの要請、派遣される講師の充実や京都弁護士会における予算獲得等、弁護士会内での受入体制の確立が必要である。</p>
13	兵庫県	423	<p>①基礎的な法知識の普及 ②裁判傍聴や講演会等</p>	<p>②講演会、出前授業 司法教育講師派遣：中高生に現在の司法の状況、弁護士の後継者の講師活動、平成13年から年1回実施、平成13年13校、平成14年12校に派遣、無料 ③裁判傍聴 裁判傍聴会：中高生向け、内容は市民向けと同様、平成5年より実施、現在7、8月に4回、3月に2回実施。 ④模擬裁判・ロールプレイ 平成14年にある私立高校から模擬裁判の指導の依頼があり、担当者を派遣した。無料、今後も要請に応じて</p>	<p>①裁判傍聴会(市民向け、刑事手続の流れと現在の司法の状況の説明・裁判傍聴・その解説、約3時間～3時間30分、弁護士会館、市民対象、5～18名、無料、平成5年より実施、現在7、8月と3月を除く月2回実施)</p>	<p>司法教育については、まだ単位会として一丸となっていない。今後の取り組みが経済的にどの程度負担できるかについて充分議論する必要がある。当会は、現在、司法教育について組織的対応をすべく検討中である。</p>	

各弁護士会の司法教育への取り組み一覧

座間隆氏(筑波大学院院生, 2003.3)

No	弁護士会	会員数	司法教育の在り方 ①目標とする投資・能力 ②理想的な授業内容・形式	学校教育と関連した取り組み	一般市民向けの取り組み	司法教育の充実へ向けた 今後の課題	備考
14	奈良	81	①司法全般 ②講義形式に加え、ゼミナール、模擬裁判、裁判傍聴等、当事者が参加できるような形式での実施が望ましい。	②講演会、出前授業 若年層の消費者教育のために、1994年及び1995年に高等学校(計2校)へ講師として消費者保護委員会の委員(弁護士)を派遣。要請があれば無料で講師を派遣するのが原則。ただし実際には寸志を頂いた。 ③裁判傍聴 毎年3月には、春季裁判傍聴会を、7~8月に夏休み裁判傍聴会を実施している。また、希望があれば他の時期でも実施している。裁判傍聴推進委員会の委員(弁護士)が法廷に案内し、傍聴前には事件の解説を、傍聴後には懇談を行う。1回約2時間。無料。 ④模擬裁判・ロールプレイ 1999年及び2000年に高等学校(2校)からの依頼により、模擬裁判を実施。裁判傍聴会の委員である弁護士が対応。	①毎年10月に市民法律講座を実施。対象は一般市民。参加費無料。異なる演題の3~4回の講座と、裁判傍聴会をあわせ、全回受講でさる人50名を募集。 ②毎年1回、市民懇談会を平成9年より実施。参加費無料。特定のテーマを第1回に、市民と弁護士とが意見交換し相互に理解を深めることを目的としている。	学校教育のカリキュラムの中に司法教育を組み込むことが必要。文部科学省、自治体、教員の意識改革が必要。	
15	広島	270	①消費者被害にあわない知識・能力の育成 ②弁護士による講師派遣を行う。学校のカリキュラム化するのが望ましい。	②講演会、出前授業 1997年から開始。弁護士が講師となつて学校に行き、裁判の仕組み、弁護士の仕事などについて話をする。(学校からの希望に応じて質疑もあり)概ね毎年10~11月の1ヶ月半程度の期間に学校からの依頼に応じて派遣する。(期間外でも応じるようにしている)。対象は中学・高校。学年人数は画稿の希望に依る。PTA合同のこともある。料金は交通費+1万円を原則とし、負担できないう時は相談に応じている。 ③裁判傍聴 1998年から開始。傍聴の前と後に弁護士が説明。傍聴にもつきそそう。概ね毎年5月~6月の1ヶ月程度の期で募集する。午前中(9:30~12:00)対象は一般であり、この中に高校生、中学生が入ることがある。料金なし。 ④HPP、ビデオ	1年に2回(春期・秋期)市民向け法律講座(全5回)を開催している。 場所:弁護士会館、時間pm6:00~8:00、参加者70名程度、料金無料。	数が多くなれば、講師となる弁護士の人数確保と内容やレベルについての共通認識が必要となる。費用等の問題もある。 学校教育に時間的な余裕がなく、司法教育のための時間をとってもらうのが難しい状況がある。	
16	山口県	76	①借金、クーリーングアオフ等の消費者問題、特に借入については金利の意味や返済可能性の考え方は、社会に出る前に身につけさせておくべきである。 ②日弁連でマンガ等を取り入り入れた教育用ビデオを作成し、弁護士が学校に出張して実施するのが望ましい。			①聞く側の能力を見極め、理解でききような講義内容を準備する必要がある。弁護士が個人的に準備しても、中学生や高校生に聞いてもらおうことは絶対にはできない。 ②教員に消費者教育の重要性を体感させる必要がある。社会に出た瞬間に破産状態に陥つてしまうのは、教育の問題であることとを、教員に理解させなければならない。	

各弁護士会の司法教育への取り組み一覧

座間隆氏(筑波大学大学院院生, 2003. 3)

No.	弁護士会	会員数	司法教育の在り方 ①目標とする資質・能力 ②理屈的な授業内容・形式	学校教育と関連した取り組み	一般市民向けの取り組み	司法教育の充実へ向けた今後の課題	備考
17	岡山	172	①憲法を中心として、平和教育、人権教育を行うべきと私個人は考える。 ②学校教育現場で、国語・数学などの科目と同レベルで「憲法」を1科目として教えることが望ましい。	①施設見学会 中学生・高校生・高校生の職場体験学習の申し込みが平成13年から数件有り。各弁護士事務所受けて、体験学習に協力している。 ②講演会、出前授業 高校生に対する司法教育 平成14年6月北海道大学(政治学)山口二郎教授「憲法の現状と課題」 平成15年1月岡山地方裁判官を招いて講演予定 ＜ネット情報＞高校生のための「司法教育」講師 北海道大学法学部教授(政治学)山口二郎氏 『憲法と政治』募集人数 200名程度 参加費 無料 対象者 高校生・教職員 ③裁判傍聴 高校生に対する司法教育 平成13年8月刑事裁判傍聴 平成14年8月刑事裁判傍聴 ④模擬裁判・ロールプレイ 平成14年12月1日に裁判員シミュレーション予定、模擬裁判を見て高校生の裁判員班で評決 ⑤HP、ビデオ 高校生に対する司法教育映画上映 平成13年12月「日本の黒い夏―松本サリン事件」 平成14年12月「真昼の暗黒―八海事件」	県民法律講座：10～12月土曜日、2時間程度、3～4回、14年度は刑事手続き、法廷傍聴(2回)、裁判員制度、裁判員制度シミュレーション(12月1日)参加人数：例年100～150名、料金無料、場所：弁護士会館	弁護士会が行う司法教育では回教や対象人数に限界がある。当面は弁護士会が主体となって企画し、参加を呼びかける方法しかないと思っでカリキュラムの中に組み込んで欲しい。その中で、実務家が講師になる必要があるのではあれば、弁護士会としては、できる限り協力したいと思っている。	岡山弁護士会県民ネットワーク委員会 岡山市長吉岡康裕 電話086-234-0008 ファックス086-234-0109
18	島根県	21			＜ネット情報＞12/14(土)松江テニールサにおいて裁判員例を上演予定	学校や教育委員会とコミュニケーションがとれるか否かが最大の関題である。	
19	福岡県	610	①今後、市民が裁判員などにより裁判に関与することになるが、市民の意義や裁判員になることが、市民の重要な義務であることを学んでもらう。 ・消費生活上の法律問題 ・その他、裁判の仕組みなど ②・学校への講師派遣 ・裁判傍聴	②講演会、出前授業 講演会への講師派遣依頼があれば対応している。 ③裁判傍聴 裁判傍聴を毎年1回(秋が多い)、1週間行っている。説明担当員として弁護士を1名つけ、10名程度のグループで裁判を傍聴してもらおう。参加者数は500名程度。料金無料。大学、高校、中学、公民館等に案内を出している。		学校において、裁判員制度に対する理解を深めることを内容とする科目を設けて、これを必修科目とすべきである。	

各弁護士会の司法教育への取り組み一覧

座間隆氏(筑波大学院院生, 2003.3)

No	弁護士会	会員数	司法教育の在り方 ①目標とする資質・能力 ②理想的な授業内容・形式	学校教育と関連した取り組み	一般市民向けの取り組み	司法教育の充実へ向けた 今後の課題	備考
20	佐賀県	37		<p>①施設見学 定期的ではないが、高校生(中学生もあった)等の職場訪問で、弁護士会及び法律事務所を案内、質問等を行った。また、仕事の説明、質問回答等を行う。</p> <p>②講演会、出前授業 消費者問題委員会が毎年1月から3月までの期間内に、1時間から2時間程度、希望高校へ出向き、消費者教育(クイズ、サラ金等)を行っている。対象は各高校3年生希望。料金は一律1万円(旅費込み)</p> <p>③裁判傍聴 不定期</p>	<p>裁判教室、一般の人を対象とし、裁判傍聴者を募り、弁護士会で裁判のあらましを説明し、傍聴後、感想等を書いてもらう。無料</p>		
21	長崎県	67	①共同社会の中での、異質・多様な価値観との共存の必要性、そのためのルールの重要性とこれを尊重する考え			必要性についての学校側の認識・理解 実践例がなく、実践するための指	